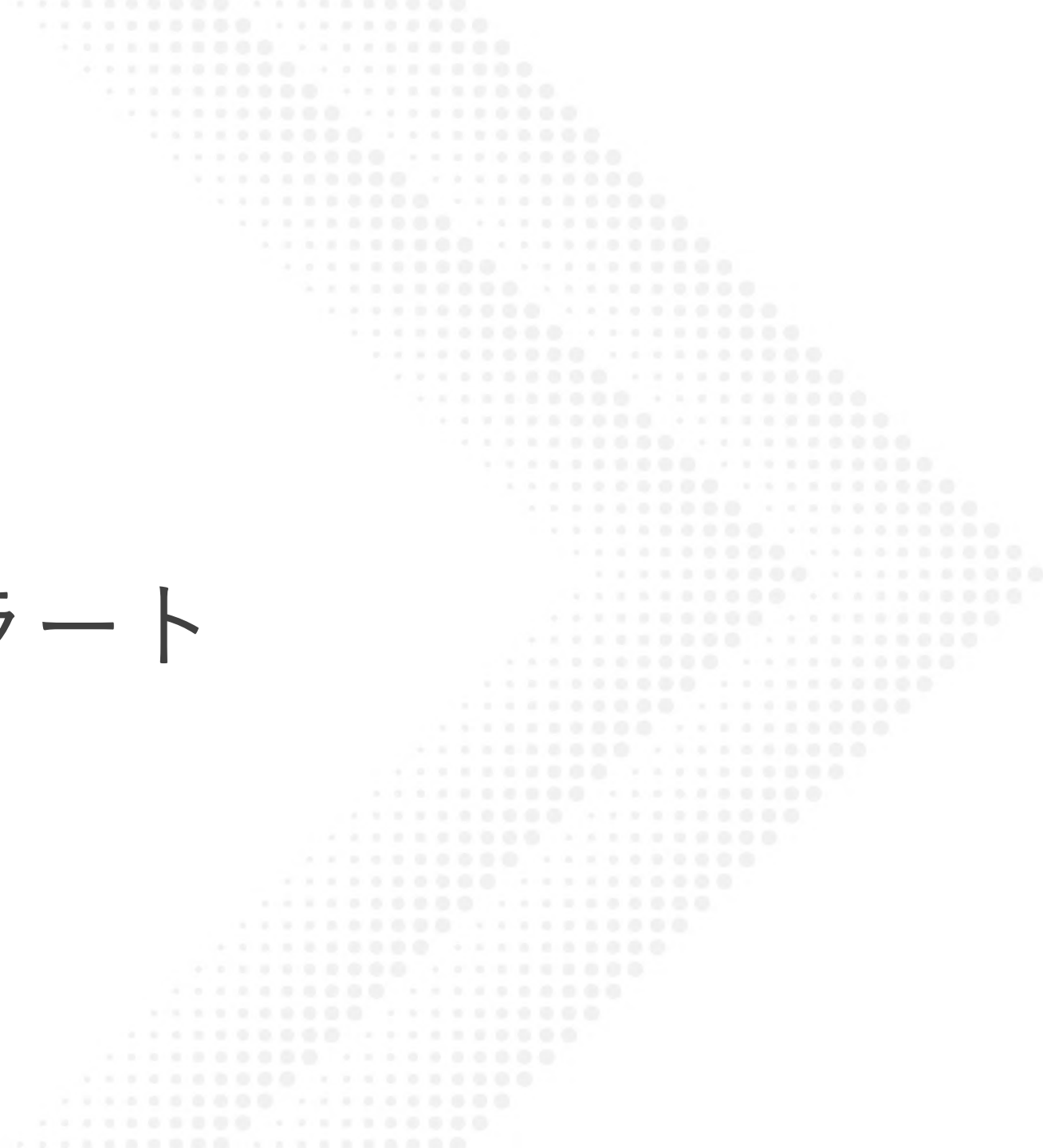




Westlaw Japan

検索結果更新アラート 設定ガイド

目次

1. はじめに	3
2. アラートの登録方法	
① 配信先アドレスを登録する（事前準備）	6
② 任意の条件で検索してアラートを登録する	7
登録のヒント	8
3. アラートの管理	11
4. よくある質問	13

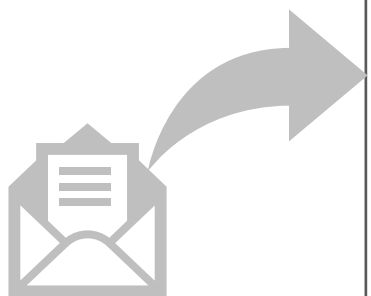
1. はじめに

1. はじめに

検索結果更新アラートとは

- 検索結果更新アラートは、あらかじめ設定した条件（キーワード等）に一致する新着コンテンツが収録されたときに、メールでお知らせする機能です。簡単な設定で新着コンテンツをキャッチすることができ、大変便利です。
- メールには、新着コンテンツの一覧が添付されます。（コンテンツの本文は添付されません。）
- アラートを設定した際の検索条件で再検索することもできますので、検索条件を保存・再現する方法としても利用することができます。

アラートメールに添付される新着コンテンツ一覧のイメージ



利用可能なコンテンツ

検索結果更新アラートは、基本的に、Westlaw Japanに収録されるどのコンテンツ（判例、法令、審決、書籍・雑誌、文献情報、ニュース記事）に対しても利用可能です。

※ 各種データファイルシリーズはアラート対象外です。

● 判例に対して利用する場合

検索結果更新アラートを判例に対して利用する場合は、一部利用できない検索項目があります。詳しくは、登録のヒント（P8）をご覧ください。

● 法令の改正を監視したい場合

検索結果更新アラートは法令に対しても利用することが出来ますが、法改正を監視する場合は、より使いやすい「法令アラートセンター」のご利用をお勧めいたします。詳細は、カスタマーサポートまたは営業担当者までお気軽にお問い合わせ下さい。

2. アラートの登録方法

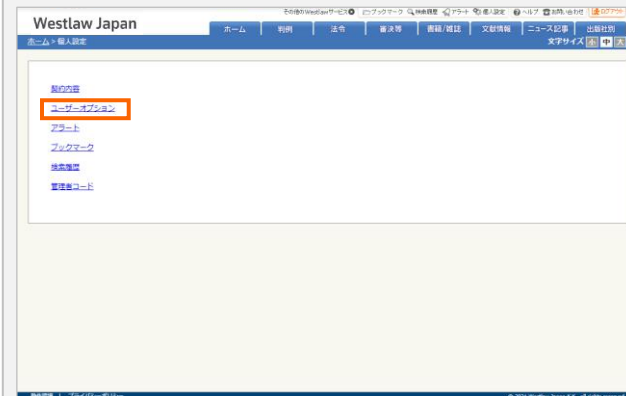
① 配信先アドレスを登録する（事前準備）

はじめに、アラートメールを配信したいメールアドレスを製品に登録します。（登録済みの場合は設定は不要です。）

画面最上部の「個人設定」をクリックします。



「ユーザーオプション」をクリックします。



メインメールアドレスまたはサブメールアドレスを入力して「保存」ボタンをクリックします。



メインメールアドレス

サブメールアドレス

メインメールアドレスの初期値が「support@westlawjapan.com」になっている場合は、この画面でお客ご自身のアドレスに変更して下さい。

Tips

グループにアラート配信する

「法令アラートセンター」または「法令アラート」のために、グループを登録している場合は、アラート設定画面（次ページ参照）でグループを配信先として指定することも可能です。

Tips

メインメールアドレスとサブメールアドレスの違い

- メインメールアドレスをアラートの配信先に指定した後で、上図の画面からメインメールアドレスを変更すると、変更が自動的に各アラートの配信先にも反映されます。これに対して、サブメールアドレスは、変更が自動的にアラートに反映されません。
- メインメールアドレスはご契約毎に1つだけ登録することができます。

② 任意の条件で検索してアラートを登録する

アラートを受け取りたいコンテンツの「条件検索」画面で検索を実行して、アラートを登録します。ここでは、「書籍・雑誌」の画面を例にご説明します。

アラートを受け取りたいコンテンツの「条件検索」画面を開き、目的の記事が収録されたときにヒットする検索条件を指定して検索します。



👉次ページで検索の例をご紹介します。

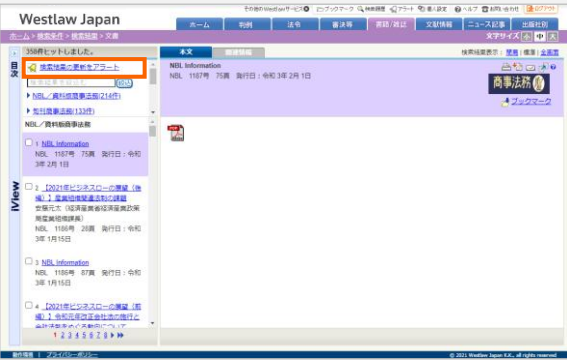
Tips

- 「ホーム」タブの一括横断検索で検索してアラートを登録することもできます。



- アラートは検索結果画面から登録するため、アラートを登録する際は、登録時点で1件以上ヒットする条件で検索して、検索結果画面を表示させる必要があります。

検索結果画面の左上にある「検索結果の更新をアラート」リンクをクリックします。



アラート設定画面で、下表を参考に設定して、「保存」ボタンをクリックします。

設定項目	説明
アラート名	アラートメールの件名を指定します。 アラートを登録したコンテンツ名も記載 しておくくと便利です。
新着情報確認の頻度	アラートメールを受信する頻度を指定します。一定期間ごとにまとめて受信したい場合は、「週ごと」から「月ごと」のいずれかを選択します。
配信先メールアドレス	● 前の手順で登録したアドレスを配信先として選択します。 ● 法令アラートのために、グループを登録している場合は、グループを配信先として指定することも可能です。 ● 初期値としてメインメールアドレス（前頁参照）が設定されている場合がありますので、必要に応じて配信先を変更します。 ● 新着情報が無かった場合でもその旨のメールを受信したい場合は、「新着情報がなかった場合でもその旨を通知する」を選択します。
文書形式	メールに添付される新着一覧のファイル形式を選択します。（「Word」はRTF形式です。）

ここでは、アラート登録のための検索の例をご紹介します。

下記の条件で検索した後、検索結果画面の左上にある「検索結果の更新をアラート」リンクをクリックして、アラートを登録します。

判例

お願い：判例に対してアラートを利用する場合

判例の検索画面では、次の項目を使わずに検索を行い、アラートを登録して下さい。
(これらの項目を指定して検索すると、アラートが通知されません。)

アラート登録時に避けるべき検索項目

- キーワードの「要旨」チェックボックスだけを選択して検索
(必ず「全文」チェックボックスを選択して検索して下さい。)
- 出典・評釈
- 参照条文

また、新判例体系画面で分野名をクリックして、判例の検索結果画面を開いた場合も、アラートを登録しないで下さい(下図)。アラートが通知されません。



新判例体系画面で分野名をクリック この手順ではアラートを設定しないで下さい。

名古屋地裁の新着判例をアラートで受け取る場合

検索項目	入力例
裁判所	「名古屋地裁」を入力

判決文中に「新型コロナ」を含む新着判例をアラートで受け取る場合

検索項目	入力例
検索語	「新型コロナ」を入力

判決文中に「重大事由」と「解除」を含む新着判例をアラートで受け取る場合

検索項目	入力例
検索語	「重大事由 and 解除」を入力

キーワード入力欄では、AND、OR、BUTNOTなどのコネクターを使うことができます。
詳しくは、[判例の検索項目の活用方法](#)をご覧ください。コネクターは、すべてのコンテンツで同様にご利用いただけます。

書籍・雑誌

購読している雑誌のすべての新着記事をアラートで受け取る

購読している雑誌の「条件検索」画面で、次の条件で検索して、アラートを登録します。

検索項目	入力例
発行日	「令和3年」「指定日以降」 ※月日は空欄のまま構いません。

あるキーワードを含む新着記事をアラートで受け取る

購読している雑誌の「条件検索」画面で、次の条件で検索して、アラートを登録します。

検索項目	入力例
検索語	例として、「反社会的勢力」を入力

Tips

- 有斐閣社のコンテンツは、本文のキーワード検索はできません。検索語欄での検索は、記事タイトルの検索となります。
- アラート設定画面で、アラート名に雑誌名を記入すると、アラートを受信したときにどの雑誌に関するアラートか分かり便利です。



文献情報

Westlaw Japanには、法律分野の文献情報が200万件以上登録されており、毎週更新されています。文献情報にアラートを仕掛けることで、法律分野の最新の記事をキャッチすることが可能です。

著作権法の改正に関する記事をアラートで受け取る

文献情報の「条件検索」画面で、次の条件で検索して、アラートを登録します。

検索項目	入力例
検索語	「著作権法 and 改正」を入力

最近出たある判例に関する解説記事アラートで受け取る

文献情報の「条件検索」画面で、次の条件で検索して、アラートを登録します。

検索項目	入力例
検索語	例として、「同一労働同一賃金 and (判決 or 判例)」を入力

Tips

文献情報には記事本文は収録されていないため、記事タイトル等の書誌情報が検索対象となります。

文献情報の活用事例については、[文献情報の活用方法](#)をご覧ください。

パブリックコメント

ある省庁のすべてのパブリックコメントをアラートで受け取る

パブリックコメントの「条件検索」画面で、次の条件で検索して、アラートを登録します。

検索項目	入力例
所管省庁名	例として「金融庁」を選択

ある行政分野のパブリックコメントをアラートで受け取る

パブリックコメントは「行政分野」タブからもアラートを登録することが可能です。次のように登録すると、任意の行政分野のパブリックコメントをアラートで受け取ることができます。

- ① 「行政分野」タブの画面左側で、アラートを登録したい分野を選択します。
- ② 同画面右側で、任意のパブリックコメント（どれでもよい）を選択します。
- ③ 検索結果画面で「検索結果の更新をアラート」リンクからアラートを登録します。



Tips

パブリックコメントに対して検索結果更新アラートを登録した場合、新しいパブリックコメントが収録されたタイミングと、収録済みパブリックコメントの募集状態が変更されたタイミングでアラートが通知されます。

3. アラートの管理

3. アラートの管理

アラートの管理

登録済みアラートの削除、無効化（一時停止）は、アラート一覧画面から行います。

画面最上部の「アラート」リンクをクリックします。



「検索結果の更新アラート」タブをクリックします。



左記の画面の説明

①	有効または無効のアラートを表示します。
②	選択したアラートの無効化／有効化、削除を行います。 (アラートを無効化すると、アラートメールの配信が一時停止します。)
③	「確認」リンクをクリックすると、まだアラートが通知されていない新着文書を表示することができます。特に、新着情報確認頻度を「毎日」以外に設定している場合に便利です。
④	登録された検索条件でコンテンツの検索を行います（後述）。
⑤	「変更」リンクをクリックすると、アラート設定画面が表示されます。アラート名、新着情報確認頻度、配信先等を変更することができます。

アラートの検索条件を変更したい場合

検索条件を変更したい場合は、既存のアラートを削除して、新しいアラートを設定し直します。⑤の「変更」リンクをクリックしても、登録された検索条件を変えることはできません。

保存した条件での再検索

左記の画面④の「検索」リンクをクリックすると、登録された検索条件でコンテンツを検索することができます。このとき、アラート登録以降に収録されたコンテンツを含む、条件に合致するすべてのコンテンツがヒットします。
この機能は、同じ条件で定期的に検索を行いたい場合に便利です。

4. よくある質問

4. よくある質問

Q アラートが配信されるタイミング

- A** アラート設定画面で新着情報確認頻度を「毎日」を選択している場合、コンテンツが製品に収録された日の翌日にアラートが配信されます。（通常、翌日の午前0時～午前9時頃にかけて順次配信されます。）
- アラート設定画面で「毎日」以外を選択している場合は、その設定に応じて次の新着情報確認日に配信されます。次の新着情報確認日は、アラート管理画面（P12参照）でご確認いただくことが可能です。
- ※アラートを登録・再保存した直後の配信は、新着情報確認頻度が1サイクル遅れて配信される場合があります。

Q あるアラートの配信先アドレスを変更しました。いつ反映されますか？

- A** アラートは毎日午前0時から順次配信されます。その直前までに行われた変更が反映されます。

Q 登録可能なアラート数

- A** 登録可能なアラート数は、ご契約によって異なります。弊社カスタマーサポートセンターまたは営業担当者までお気軽にお問い合わせください。

Q 登録可能なアドレス数

- A** 個人設定画面で登録可能なアドレス数は、ご契約によって異なります。弊社カスタマーサポートセンターまたは営業担当者までお気軽にお問い合わせください。

Q あるアラートの配信先となっているアドレスを個人設定画面から削除しました。そのアドレスにアラートは配信されますか？

- A** いいえ。アラートに登録されたアドレスを個人設定画面から削除すると、そのアドレスにはアラートは配信されなくなります。
- アラートを配信したいアドレスは、個人設定画面から削除しないようにしてください。
- ※ 個人設定画面から削除されたアドレスは、アラートの配信先アドレス設定画面で灰色で表示されます。
- ※ 削除されたアドレスを再登録すると、アラートの配信が再開します。

Q 登録済みアラートの配信先アドレスを変更したい場合

- A** アラートの配信先に「メインメールアドレス」（P6参照）を指定している場合は、個人設定画面でメインメールアドレスを変更します。変更は自動的に各アラートに反映されます。
- アラートの配信先に「サブメールアドレス」を指定している場合は、個人設定画面で新しいアドレスを登録してから、個々のアラートの設定画面を開き（P12参照）、配信先アドレスを選択し直します。

Q グループに配信することはできますか？

- A** はい。法令アラートセンターまたは旧法令アラートのためにグループを登録している場合、グループを検索結果更新アラートの配信先に指定することが可能です。

- ヘルプサイトでは、様々なマニュアル・ガイドをご案内しております。ぜひご活用ください。
ヘルプサイトはこちら <https://www.westlawjapan.com/cs/help/manual/>
- 製品のログインURLのご案内
IDアクセスのお客様：<https://go.westlawjapan.com/wljp/app/signon/display>
IPアクセスのお客様：個別の専用URLとなります。ご契約担当者様にお問い合わせください。
- 著作権について
本ガイドの著作権はトムソン・ロイター株式会社に帰属します。本ガイドの全部または一部の無断転載及びお客様以外の第三者への頒布・回覧等を禁止いたします。
- お問い合わせ先
お問い合わせフォーム：<https://www.westlawjapan.com/form/support/>
E-mail：support@westlawjapan.com